

# 2021年のキーワード 脱炭素社会の実現に向けて

2020年10月、菅首相は所信表明演説で2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。社会全体で達成を目指さなければならないため、多くの企業に影響することが予想されます。

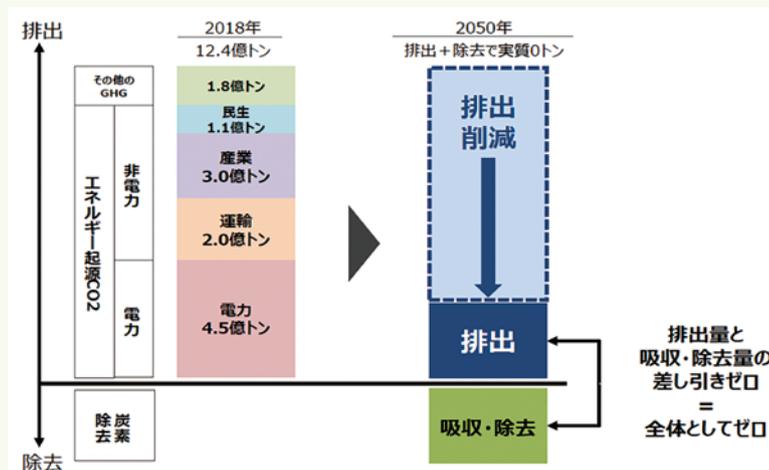
今回は、所信表明演説後の2020年12月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の概要と、その中から脱炭素社会を読み解くために必要なキーワードを抜粋して解説します。

図1 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の概要

- 2020年10月、日本は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。
- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会と捉える時代に突入。
  - 従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の改革をもたらし、次なる大きな成長に繋がっていく。こうした「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策＝グリーン成長戦略
- 「発想の転換」、「変革」といった言葉を並べるのは簡単だが、実行するのは、並大抵の努力ではできない。
  - ▶産業界には、これまでのビジネスモデルや戦略を根本的に変えていく必要がある企業が数多く存在。
  - ▶新しい時代をリードしていくチャンスの中、大胆な投資をし、イノベーションを起こすといった民間企業の前向きな挑戦を、全力で応援＝政府の役割
- 国として、可能な限り具体的な見通しを示し、高い目標を掲げて、民間企業が挑戦しやすい環境を作る必要。
  - 産業政策の観点から、成長が期待される分野・産業を見いだすためにも、前提としてまずは、2050年カーボンニュートラルを実現するためのエネルギー政策及びエネルギー需給の見通しを、議論を深めて行くに当たっての参考値として示すことが必要。
  - こうして導き出された成長が期待される産業(14分野)において、高い目標を設定し、あらゆる政策を総動員。

出所：経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の概要

図2 2050年カーボンニュートラル実現に向けて



出所：経済産業省 資源エネルギー庁「カーボンニュートラルって何ですか? (前編) —いつ、誰が実現するの?」

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

2020年10月に、日本は2050年までにカーボンニュートラルを実現することを宣言しました。それに伴い、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(図1)を策定し、社会全体で脱炭素社会を目指すという目標が示されました。産業全体に脱炭素社会

への転換を後押しするものとなっており、特に成長が期待される14の分野では、2050年までの具体的な目標が示されています。この成長戦略に沿って、脱炭素社会への転換の動きは、大企業だけでなく中小企業にも影響を与えることが予想されます。

〈カーボンニュートラル〉

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの

温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることをいいます。「実質的に」というのは、排出量を完全にゼロにすることはなく、排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすることで、日本では2050年までにカーボンニュートラルを達成するとの目標を掲げており(図2)、排出と吸収の両面での対策が必要となります。

図3 パリ協定の概要

目的	世界共通の <b>長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2°Cより十分下方に保持</b> 。1.5°Cに抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 <b>今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成</b> できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って <b>急激に削減</b> 。
各国の目標	各国は、約束(削減目標)を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。 <b>削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す</b> 。
長期戦略	<b>全ての国が長期の低排出開発戦略</b> を策定・提出するよう努めるべき。(COP決定で、2020年までの提出を招請)
グローバル・ストックテイク(世界全体での棚卸し)	<b>5年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認</b> する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

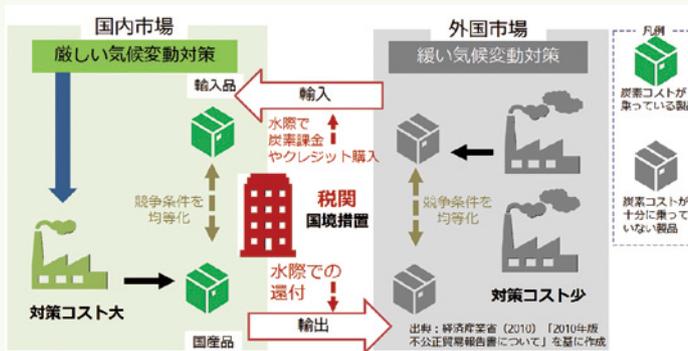
出所：環境省「パリ協定の概要」

図4 地球温暖化対策における経済的手法

経済的手法	概要	特徴
補助金、税制優遇	特定の製品、施設等に関する補助金、税制優遇ほか。	補助や税制優遇等の対象となる設備や製品等の導入が進展することが期待される。削減量に着目した措置であれば、一層の排出削減への経済的インセンティブを与える。
エネルギー課税	化石燃料等に対する課税。	広く燃料に課税することで、エネルギーの消費パターンに影響し、結果として化石燃料の相対価格に影響。
炭素税	温室効果ガス排出量に応じた課税。	<b>温室効果ガス排出量に応じた価格付け</b> 。 幅広い排出主体に対して負担を求めることができる。
排出量取引	排出者の一定の期間における温室効果ガス排出量の限度を定めるとともに、他の排出者との取引を認める。	<b>温室効果ガス排出量に応じた価格付け</b> 。 制度対象者について、総量削減を費用効率のな形で確実に実現。
固定価格買取制度	電気事業者に、一定の価格・期間・条件で再生可能エネルギー由来の電気を買収することを義務付け。	再生可能エネルギー導入時にかかる投資コストの回収期間が短縮され、確実な導入促進がなされる。

出所：環境省「カーボンプライシングの意義」

図5 国境炭素調整措置の流れ



出所：経済産業省「第1回世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」

〈パリ協定〉

2020年から始まった、地球温暖化対策の国際的な枠組みのことで、(図3)。2015年に各国の首脳がパリで合意したためパリ協定と呼ばれます。パリ協定では先進国だけでなく新興国も含めた参加国が目標を定め、温室効果ガス排出量を報告することとなりました。2050年までに世界の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするこ

効果が排出量は2018年時点で12・40億トン、削減量は基準年度と設定している2013年度比12・0%の削減に相当します。  
\*菅首相は2021年4月に、2030年度の削減目標を2013年度比46%にすることを発表しました。今後、削減ペースは加速することが予想されます。  
〈カーボンプライシング〉  
温室効果ガスの排出量に応じ、企業や家庭に金銭的な負担をし

てもらう仕組みのことを指します。代表的な制度には炭素税や排出量取引(図4)があり、経済的手法で温室効果ガスの削減を目指します。温室効果ガスの排出量の削減ができていない企業はコストが増加することになります。  
〈国境炭素調整措置〉  
気候変動対策をとる国が、同対策が不十分な国からの輸入品に対し、国境炭素税と呼ばれる価格を上乗せする措置のことで

す(図5)。気候変動対策をとる国内企業だけに温暖化対策のコスト負担を課せば、競争上不利になるためです。反対に、自国からの輸出に対して水際で炭素コスト分の還付を行うこともあります。

参考HP  
● 経済産業省  
● 環境省  
(株)京都総合経済研究所  
調査部長 檜舘孝寿  
研究員 門田 涼